

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、県内において、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手し、武力攻撃等の生起のおそれがある場合や突発的に発生した災害に武力攻撃等の疑いがある事案など政府による武力攻撃事態や緊急処理事態の認定前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産を保護するために、被害への初動的な対処が必要となる。

このため、県は、速やかに緊急事態に対処できる体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、県の初動体制について、次のとおり定める。

1 県緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 県緊急事態連絡本部の設置

ア **知事**は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての的確かつ迅速に対処するため、県緊急事態連絡本部（以下「県連絡本部」という。）を速やかに設置する。

イ 県連絡本部の設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- ① 国の対策本部長から、警報が発令された場合
- ② その他**知事**が県連絡本部を設置することが必要と認めた場合

(イ) 廃止基準

- ① 警報が解除された場合
 - ② 県対策本部の設置が決定された場合
 - ③ その他**知事**が県連絡本部を廃止することが適当と認めた場合
- ウ 設置場所は、原則として県庁北別館6階601会議室に設置する。
- エ **知事**は、県連絡本部を設置したときは、直ちに、事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡する。

(2) 県連絡本部の組織構成等

- ア 県連絡本部の本部長（以下「**県連絡本部長**」）は、**知事**をもって充て、県連絡本部の事務を総括し、職員を指揮する。
- イ 県連絡本部の副本部長は、副**知事**をもって充て、県連絡本部長を補佐する。
- ウ 県連絡本部の本部員は、公営企業管理者、教育長、警察本部長及び各部の部長等をもって充てる。

エ **県連絡本部長**は、情報収集、分析や連絡調整等に関する、次の事項を協議するため、必要に応じて会議を招集する。

- ① 事案の状況把握と対処
- ② 関係部局間の相互調整
- ③ 関係機関との連携調整
- ④ その他必要な事項

オ 県連絡本部に、本部の事務を処理するため、防災危機管理監を局長とし、総務部次長を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

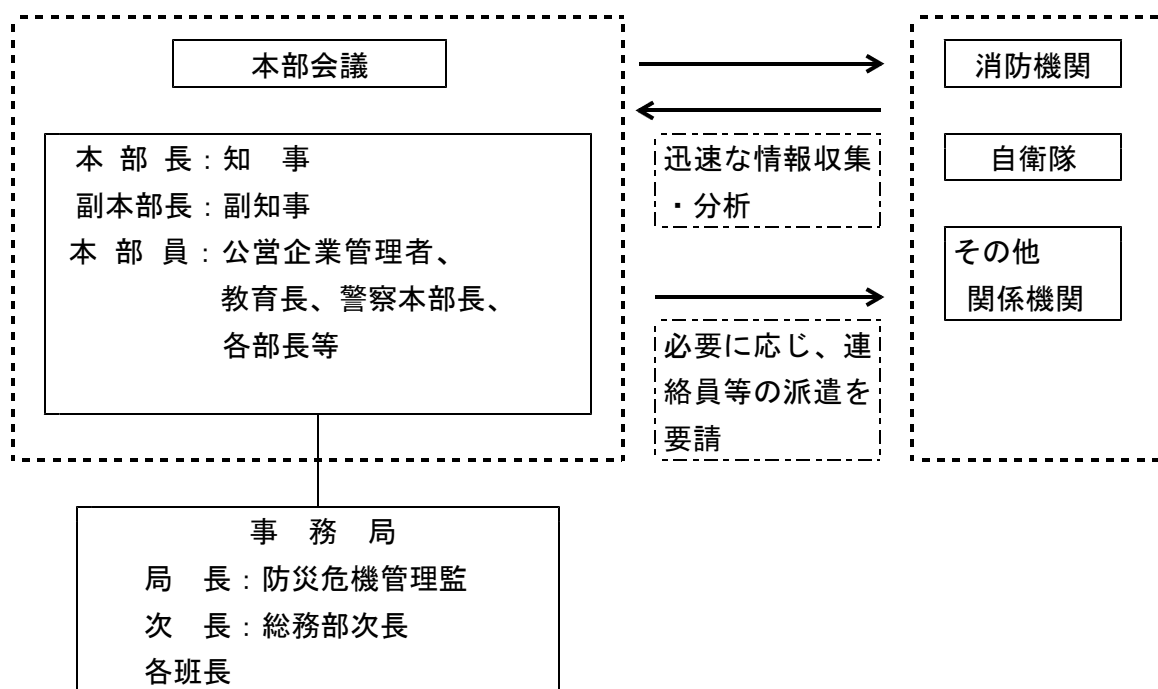
カ **県連絡本部長**は、消防機関、自衛隊その他関係機関に対し、必要に応じて県連絡本部へ連絡員等の派遣を要請する。

キ 県連絡本部の体制は、県対策本部に準じる。

また、県連絡本部の構成は、次のとおりとする。

【県連絡本部の構成等】

県 連 絡 本 部



※ 住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、県職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を消防防災課を通じて知事に報告するものとする。

(3) 県連絡本部における初動措置

ア 県は、県連絡本部において、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき関係機関により講じられる避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集、分析し、被害の最小化を図る。

イ 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

ウ 県連絡本部は、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

また、近隣都県においても、同様の事案が発生していることも考えられることから、近隣都県との情報の共有化に努めるなど必要な連携を図る。

エ 事態認定後においては、退避の指示等の所要の国民保護措置を行うとともに、必要に応じ、本県を県対策本部を設置すべき県に指定するよう国に要請する。

2 県対策本部に移行する場合の調整

(1) 県連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、知事は、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、県連絡本部は廃止する。

(2) 災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置して対処した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が緊急事態連絡本部（仮称）等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置し、緊急事態連絡本部（仮称）等は廃止するものとする。

(3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、2(2)に準じた必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県は、武力攻撃事態等において、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合に、県対策本部を迅速に設置するための手順、県対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。既に県連絡本部又は災害対策本部を設置していた場合には、県対策本部に切り替えるものとする。

ウ 職員の参集

県対策本部が設置されたとき、職員は、あらかじめ定められている所定の場所に、直ちに参集するものとする。ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、本庁又は合同庁舎等最寄りの県の機関に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各部連絡責任者は、速やかに職員の参集状況を把握し、総務班に報告する。

エ 県対策本部の設置場所

県対策本部担当者は、県庁北別館6階601会議室に県対策本部を設置するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

知事は、県対策本部を設置したときは、議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

【想定される主な通信機器】

- ① 消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ② 防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ③ 地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ④ 県庁内LAN（県庁、支部庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
- ⑤ 電話、FAX
- ⑥ 県の防災情報関連システム 等

オ 県対策本部を設置した場合には、直ちに、次に掲げる機関に通知するとともに、県民に対しラジオ、テレビ、県のホームページ等を通じて公表する。

- ① 市町村及び消防本部
- ② 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- ③ 自衛隊山梨地方協力本部、東部方面総監部、横須賀地方総監部、中部航空方面隊
- ④ 総務省消防庁
- ⑤ 近隣都県
- ⑥ その他関係機関

カ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、飲料水、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

県は、県庁が被災した場合等により、県対策本部を県庁内に設置できないときには、最寄りの県の機関に県対策本部を設置する。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県が国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村として指定を行うよう要請があった場合も同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成等

ア 県対策本部の本部長（以下「**県対策本部長**」という。）は、知事をもって充て、県対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

県対策本部長に事故等があり不在の場合における知事権限委譲順位は、副知事、総務部長、防災危機管理監、総務部次長の順位で、その職務を代理する。

イ 県対策本部の副本部長は、副知事をもって充て、県対策本部長を補佐する。

副本部長が、欠けた場合には、総務部長が、その職務を代理する。

ウ 県対策本部の本部員は、公営企業管理者、教育長、警察本部長及び各部の部長等をもって充てる。

エ 県対策本部に、県対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を置く。

オ **県対策本部長**は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

- ① 県対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 県対策本部内の各部の相互調整に関する事項
- ③ 国、他都道府県、市町村、指定公共機関等関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項

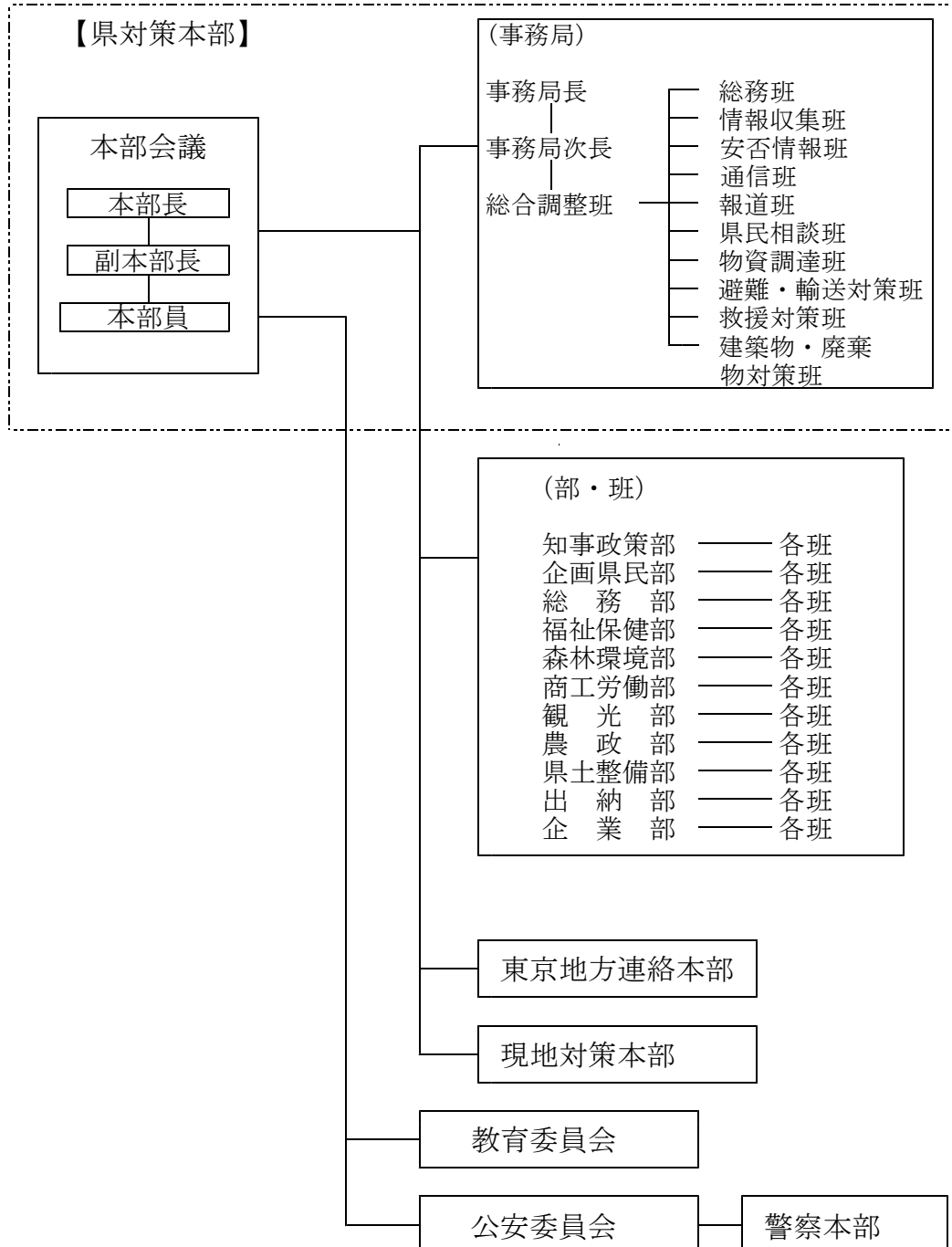
カ 県対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、本部員をもって充てる。

各部の分掌事務は、別表1のとおりとする。

キ 県対策本部に、本部の事務を処理するため、防災危機管理監を局長とし、総務部次長を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

事務局には班を置き、その分掌事務は別表2のとおりとする。

ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



※ 県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該県の職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。

※ 防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部会議に出席させるものとする。

県の各部は、次の分掌事務に従って、国民保護措置を実施する。
 なお、県対策本部が設置されない場合においても、同様に対処する。

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設への警報伝達に関する事。 ・ 所管施設の被害状況把握に関する事。 ・ 所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・ 所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・ 所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・ 国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・ 国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・ 国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
知事政策部 (知事政策局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調査団等の被災視察に関する事。 ・ 他県への事務の委託手続きに関する事。 ・ 国民保護に係る広報に関する事。 ・ 報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・ 国への要望事項取りまとめに関する事。
企画県民部 (企画県民部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。 ・ 公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。 ・ 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。 ・ 人権擁護に関する事。 ・ 生活関連物資の需給調整に関する事。 ・ 生活必需物資の調達に関する事。
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。 ・ 職員の服務、手当に関する事。 ・ 職員の安否、補償に関する事。 ・ 職員の健康、食事に関する事。 ・ 特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。 ・ 起債の特例に関する事。 ・ 国民保護措置関係予算に関する事。 ・ 私立学校及び県立大学に関する事。 ・ 庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・ 公用車の管理、運用に関する事。 ・ 県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・ 市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・ 国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・ 県議会（臨時議会の招集）に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部等に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する こと。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・消防機関との連絡調整に関すること。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関すること。 ・危険物資の保安対策に関すること。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関すること。 ・国民保護に係る訓練に関すること。
福祉保健部 (福祉保健部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の救援に関すること。 ・要援護者の安全確保及び支援体制に関すること。 ・義捐金品に関すること。 ・災害ボランティア活動の支援に関すること。 ・医療実施の要請、医療救護班の調整に関すること。 ・医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 ・医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関 すること。 ・赤十字標章等の交付、許可に関すること。 ・食品衛生及び保健衛生に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・入浴及びトイレ施設の確保に関すること。 ・感染症の予防に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。 ・水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関すること。 ・毒劇薬及び毒劇物等の安全確保に関すること。 ・健康相談に関すること。 ・被災時における動物愛護に関すること。
森林環境部 (森林環境部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤等による汚染拡大防止に関すること。 ・水質及び土壌の監視、保全に関すること。 ・廃棄物処理の調整に関すること。 ・応急用住宅資材の確保、供給に関すること。 ・林道の被害状況把握及び応急対策に関すること。
商工労働部 (商工労働部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の調達に関すること。 ・商工業関係の被害状況把握に関すること。 ・被災事業所に対する融資に関すること。 ・緊急物資輸送車両の確保、連絡調整に関すること。 ・被災者の就労支援に関すること。
観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関係団体等との連絡調整に関すること。

(観光部長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災外国人の支援に関する事。
農政部 (農政部長)	<ul style="list-style-type: none"> 食糧等の調達に関する事。 農業団体との連絡調整に関する事。 農畜産関連施設の被害状況把握に関する事。 被災農業者に対する融資に関する事。 農道の被害状況把握及び応急対策に関する事。 家畜の防疫対策に関する事。
県土整備部 (県土整備部長)	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 建設業者との連絡調整に関する事。 応急復旧資材の確保、供給に関する事。 応急仮設住宅等の住宅供給対策に関する事。 公共施設用地の供与に関する事。 都市公園の被害状況把握に関する事。 河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 下水道の被害状況把握及び応急対策に関する事。 被災住宅の再建支援に関する事。 都市施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 建築基準の緩和措置に関する事。 応急的な危険度の判定に関する事。 県有建物の被害状況把握及び応急対策に関する事。
出納部 (会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係経費の支払に関する事。 災害関係物資の調達に関する事。
企業部 (公営企業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> 県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 電気事業者との連絡調整に関する事。

教育委員会 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 避難施設としての文教施設の使用に関する事。 児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関する事。 学用品の供給及び授業料の減免に関する事。 被災生徒の奨学金に関する事。 文化財の保護に関する事。
警察本部 (警察本部長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災住民の救出、救助に関する事。 避難住民の誘導及び安全の確保に関する事。 警備対策に関する事。 その他警察業務に関する事。

別表2 【県対策本部事務局の分掌事務】

	分掌事務
総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の設置、運営 ・ 県対策本部事務局の総括 ・ 本部会議、連絡班長会議等の運営 ・ 県対策本部長の意思決定に係る補佐 ・ 県対策本部長が決定した方針を各班への指示伝達 ・ 県が行う国民保護措置に関する調整 ・ 国及び地方自治体への応援要請等 ・ 緊急消防援助隊の派遣要請 ・ 自衛隊の部隊の派遣要請 ・ 現地対策本部の設置
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長、本部員、事務局員等との連絡体制の確保、登庁支援 ・ 職員の被災、参集状況の把握、職員動員の調整 ・ 他機関との職員派遣及び受入に係る調整 ・ 県対策本部各部、各班及び東京地方連絡本部との連絡調整 ・ 本部要員の人事管理及び健康管理 ・ 県対策本部の経理 ・ 県対策本部の活動状況や国民保護措置の実施状況の記録 ・ 政府の視察等に係る連絡調整
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況等の収集、整理
安否情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集、整理、提供
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信手段の確保、運営 ・ 現地映像の確保 ・ 気象情報の把握
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料の調整 ・ 被災状況や国民保護措置に関する広報（インターネット等） ・ プレスセンターの設置、運営及び記者会見 ・ 報道機関との連絡調整
県民相談班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時県民相談センターの設置 ・ 県民からの相談、問い合わせ処理等
物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者等との連絡調整 ・ 緊急物資等の需要供給の把握 ・ 緊急物資等の調達、引渡 ・ 緊急物資等の受入、仕分、配送 ・ 県対策本部の運営に必要な食料、物資の調達
避難・輸送 対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通施設の被災状況の把握 ・ 緊急輸送路、車両の確保 ・ 輸送機関との連絡調整等 ・ 救援物資一時集積場の確保

<p>救援対策班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援の実施状況の把握、調整 ・ 災害ボランティア活動の支援
<p>建築物・廃棄物対策班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁舎等の被災状況の確認と応急対策 ・ 建築物の被災状況の把握 ・ 応急仮設住宅の建設 ・ 災害廃棄物、避難施設のごみ及びし尿の処理の調整、把握等

(4) 県対策本部における広報

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供を行うため、次のとおり、県対策本部に広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、報道班長（広聴広報課長）をもって充てる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ・ 広報は、事実に基づく正確な情報を時期を逸することのないよう迅速に行う。
- ・ 県対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報の内容によっては知事が記者会見を行う。

(5) 県現地対策本部の設置

知事は、武力攻撃災害の発生した地域等における応急対策を実施するため、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡調整等をきめ細かく行う必要があることから、県対策本部の事務の一部を行う組織として、県現地対策本部を設置する。

ア 県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから、あらかじめ指名する者をもって充てる。

イ 県現地対策本部は、被災地に近い県の庁舎に設置する。

ウ 県現地対策本部は、次のような事務を所掌する。

- ① 被災地における関係機関との連絡調整
- ② 本部長から指示された応急対策及び救援措置等の実施
- ③ その他県現地対策本部が実施すべき必要な事務

(6) 東京地方連絡本部

総務省消防庁ほか関係各省庁と国民保護措置に関する連絡調整、情報交換等を円滑に行うため東京事務所に東京地方連絡本部を置く。東京地方連絡本部長は、東京事務所長をもって充てる。

(7) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 県域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、**県対策本部長**は、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう、要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにし、消防庁を窓口として要請することができる。

また、国の対策本部長による総合調整が行われ、内閣総理大臣による指示が行われた場合、**知事**は、所要の措置を実施する。

なお、**知事**は、内閣総理大臣が、事態に照らし緊急を要すると認め、自ら又は関係大臣を指揮して知事がなすべき国民保護措置を講じた場合は、可能な限り当該措置の実施に協力する。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛大臣に対し、その指定する職員を**県対策本部**会議に常駐させるため出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、県域に係る国民保護措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

この場合において、**県対策本部長**は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、県域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 情報の整理・共有化

県は、国、市町村及び関係機関等からの情報を分析、整理して、これらの関係機関と情報の統一化及び共有化を図る。

(9) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、情報通信手段の機能確認に努め、支障が生じた情報通信施設について、応急復旧に努める。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保